

令和6年9月27日

入札参加資格者各位

四万十町総務課管財契約係

建設工事等における契約保証及び前払金保証の電子化について

四万十町では令和6年10月1日以降に契約締結するものから、建設工事等における契約保証証書、前払保証証書、中間前払保証証書について、下記の手続きにより電子保証の利用を可能としましたのでお知らせします。(紙の保証証書での提出も可能です。)

なお、今回の保証証書の電子化については、西日本建設業保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となりますのでご了承ください。

記

【手続きの概要】

- ① 西日本建設業保証株式会社が提供するインターネット保証申込サービス(e-Net 保証)を利用し保証を申込み。
- ② 西日本建設業保証株式会社と保証契約を締結し、「保証契約番号」と「認証キー」を取得する。
- ③ 電子証書の確認に必要な「保証契約番号」と「認証キー」を電子メールまたはFAXで送信する。

【送信先】

- ① 総務課が実施する入札の場合
四万十町役場 総務課 管財契約係

e-mail : 101020@town.shimanto.lg.jp

FAX 番号 0880-22-3123

※契約日以降に提出する前払保証等は、担当職員に連絡のうえメール等で担当職員に通知してください。

- ② 入札以外(随契など)の場合

担当職員に連絡のうえ、メール等で担当職員に通知してください。

【注意事項】

- ・ 「保証契約番号」と「認証キー」をメールで送信した後に契約書を提出してください。
- ・ 金融機関の「保証書」や、保険会社の「履行保証証券」等については、これまでどおり紙の証書や証券での提出が必要です。